



大学における特許戦略と研究の実用化

東京理科大学工学部
機械工学科 教授
吉本 成香

大学における特許出願の状況は、平成10年5月（1998年）に制定された「大学等技術移転促進法」以降、大きく変化したように思う。この法律以前、特許は大学教員の業績としてあまり評価されず、履歴書の業績欄にも特許申請、取得を記述する欄は特に設けられていなかった。しかし米国の大学では、学内での研究を基にした数多くの特許を保有し、それを広く民間企業に情報提供することで新しい産業を生み出していることが報道され、日本の大学においても、学内の研究業績を民間に技術移転し、大学の知的財産を有効に活用することが新しい産業を造り出す上で重要と考えられるようになった。2000年代に入って文部科学省、経済産業省から財政的支援を受け、多くの大学が知財および産学官連携の部署を整備し、大学の知的財産を民間に技術移転する準備が整った。設立当初は、国からの支援もあり多くの特許が大学から出願されたが、現在は、より現実的で着実な特許戦略が取られている。すなわち企業への技術移転の可能性を厳しく吟味し、実用可能性の高い特許のみを申請保有しその情報を企業に提供する、また大学と企業間の共同研究から生まれた特許を企業と共同出願するなどの方策が取られている。

しかしこのような特許戦略を取ったとしても、大学の研究を実用に結び付けるためには、大学内でかなり製品に近いところまで開発を進める必要がある。したがって大学において新しい製品や産業を生み出すためには、特許戦略に加え財政的な支援策などを総合的に企画調整できる人材が必要であり、このような人材の採用・育成が重要と考えている。